

令和 8 年度

大阪市家事・育児訪問支援事業 受託事業者募集要項

令和 7 年 12 月

大阪市 こども青少年局 子育て支援部 管理課

(児童支援対策グループ)

目 次

1	案件名称	-----	1
2	事業内容に関する事項		
	(1) 事業目的と概要	-----	1
	(2) 業務内容	-----	1
	(3) 契約期間	-----	1
	(4) 契約金額	-----	1
	(5) 派遣時間の算定	-----	2
	(6) 事業募集区域	-----	2
3	契約に関する事項	-----	2
4	応募資格	-----	3
5	事業開始までの流れ		
	(1) スケジュール（予定）	-----	3
	(2) 応募方法	-----	3
	(3) 応募書類の提出	-----	4
	(4) 応募上の注意事項	-----	5
6	失格事由	-----	5
7	審査及び結果の通知	-----	5
8	担当課	-----	5
令和7年度	大阪市家事・育児訪問支援事業受託事業者	応募書類について	----- 6
	(別紙1) 受託事業者 登録申込書	-----	8
	(別紙1) 受託事業者 登録申込書（記入例）	-----	9
	(別紙2) 指定事業者に関する事項	-----	10
	(別紙2) 指定事業者に関する事項（記入例）	-----	11
	(別紙3) 家事支援又は育児支援の派遣実績がある法人に関する事項	-----	12
	(別紙4) 誓約書	-----	13
	(別紙5) 説明会参加申込書	-----	14
	(別紙6) 辞退届	-----	15
	(様式第1号) 子育て世帯訪問支援事業 開始届	-----	16
	(様式第2号) 子育て世帯訪問支援事業 変更届	-----	17

《参考》

令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託（単価契約）契約書（案）
 令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書（案）
 大阪市家事・育児訪問支援事業 全体実施イメージ

1 案件名称

令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、子育てに対して不安や負担を抱えている要支援家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣する「家事・育児訪問支援事業」を令和5年10月から実施している。本事業では、家事・育児を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担の軽減を図ることを目的としており、本事業の訪問支援を担う受託事業者の募集を行う。

(2) 業務内容

「大阪市家事・育児訪問支援事業 全体実施イメージ」及び「令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託（単価契約）仕様書（案）」を参照のこと。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(4) 契約金額

単価契約とし、契約金額は以下のとおり。市は、実績に応じて①～④を支払う。

派遣時間の算定については「(5) 派遣時間の算定」に記載のとおり。

① 訪問支援を実施した場合

ア 訪問支援員の派遣に係る派遣料 （1時間あたり） 3,500 円

イ 訪問支援員の派遣に係る交通費相当 （1回あたり） 820 円

アにおいては月単位の総派遣時間数に1時間あたり3,500円を乗じて得た金額とする。ただし、1時間未満については15分あたり875円の換算とし、15分未満の端数はこれを切り上げる。また、イについては実際に派遣された回数に応じて1回あたり820円を積算する。

② 支援対象者の都合により派遣日当日に中止した場合のキャンセル料 ①と同額

派遣日当日に、支援対象者からの申し出により中止になった場合のみとし、前日までの調整において、予定していた派遣計画の時間数から算定する。

③ 事務・管理費 （1世帯・1か月あたり） 5,000 円

区保健福祉センター所長が支援決定を行っている期間において、①又は②の委託料が発生する月に対して支給する。なお、区保健福祉センター所長の指示により支援調整を行っていたが、開始に至らなかった場合も当該月分を支給する。費用には、訪問支援員派遣に係る事業者が負担する保険料や事務費（区保健福祉センターとの

打合せやケース会議等の出席に係る経費を含む)、事業に必要な費用の一切が含まれる。

- ④ 本市が指定する研修等の受講に係る交通費相当 (1回あたり) 820 円

(5) 派遣時間の算定

訪問支援員の派遣時間については、支援対象者の居宅に到着した時から退去する時までとする。訪問支援員が居宅訪問時の前後に保育所等の送迎支援等をした場合は、居宅外での支援時間及び保育所等と居宅間の移動時間も派遣時間に含む。

なお、予定していた派遣計画の時間数にかかわらず実際に派遣に要した時間を派遣時間とする。

(6) 事業募集区域

訪問支援員の派遣が可能な行政区を、下記の 24 区から指定して応募すること。複数区域を選択することも可能。

北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区・西淀川区・淀川区・東淀川区・東成区・生野区・旭区・城東区・鶴見区・阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる申込者を受託者と決定し、契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

ただし、本契約は、令和 8 年度予算の発効をもって有効とする。

(2) 委託料の支払い

本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別添のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

「令和 8 年度大阪市家事・育児訪問支援事業業務委託（単価契約）」の契約書（案）及び仕様書（案）を参照のこと。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の(1)を満たし、かつ(2)から(5)に定める内容のいずれかを満たし、(6)から(10)に定める内容を全て満たす事業者とする。なお、(2)(3)の事業者が指定取消となった場合については、速やかにこども青少年局に届け出ること。

- (1) 定款の目的に「児童福祉法に基づく子育て世帯訪問支援事業」に類する記載がある事業者。(令和8年3月31日までに定款の目的を追加し、本市に定款の写しを提出予定の事業者も含む。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者
- (4) 家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始時点で1年以上の派遣実績がある法人(ただし、派遣する訪問支援員は、事業者が直接雇用しているものに限る。)
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院もしくは同法第41条に規定する児童養護施設を運営する事業者
- (6) 専ら宗教活動や政治活動を目的とした事業者でないこと
- (7) 納税義務者にあつては市税の未納がないこと
- (8) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (10) 申し込み時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

5 事業開始までの流れ

(1) スケジュール(予定)

- | | |
|------------|----------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和7年12月1日(月)～ |
| ② 募集説明会 | 令和7年12月15日(月)、令和8年1月13日(火) |
| ③ 応募書類の受付 | 令和7年12月1日(月)～令和8年1月20日(火) |
| ④ 委託事業者の決定 | 令和8年2月中旬予定 |
| ⑤ 事業説明会 | 令和8年3月上旬予定 ※参加必須 |
| ⑥ 契約締結 | 令和8年4月1日 |

(2) 応募方法

- ① 募集要項の配布
- ア 配布期間

令和7年12月1日（月）～

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する日等を除く開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所

「8 担当課」に同じ。

※募集要項は大阪市こども青少年局ホームページからもダウンロード可能。

② 応募説明会

令和8年度新たに本事業に応募される場合は必ず説明会に参加すること。

都合により参加できない場合は「8 担当課」まで申し出ること。

（令和7年度本事業の受託事業者の参加は任意とする。）

ア 日時・場所

【第1回】令和7年12月15日（月）10時00分～ 大阪市役所2階201会議室

【第2回】令和8年1月13日（火）14時00分～ 大阪市役所2階201会議室

イ 参加方法

各説明会開催日の3開庁日前までに「8 担当課」へメールにて、「説明会参加申込書」（別紙5）を提出すること。

（3） 応募書類の提出

① 提出方法

郵送又は持参すること。持参する場合は事前に「8 担当課」に連絡の上、日時を調整してから持参すること。

② 提出場所

「8 担当課」に同じ。

③ 提出書類

以下について各1部ずつ提出すること。

詳細については、6ページ「応募書類について」を参照すること。

1 令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業登録申込書【別紙1】

2 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

3 指定事業者に関する事項【別紙2】

※「4 応募資格」（2）（3）に該当する事業者のみ

4 指定通知書（写し）

※「4 応募資格」（2）（3）に該当する事業者のみ

5 家事支援又は育児支援の派遣実績がある法人に関する事項【別紙3】

※「4 応募資格」（4）に該当する事業者のみ

6 家事支援又は育児支援の派遣実績を確認できる書類

※「4 応募資格」（4）に該当する事業者のみ

7 誓約書【別紙4】

8 暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書

9 法人市民税納税証明書

- 10 傷害保険・賠償責任保険等の保険証券（写し）
- 11 結果通知用封筒（定形郵便用封筒・送付先記入の上 110 円切手を貼付）
- 12 子育て世帯訪問支援事業開始届【様式第 1 号】
 - ※令和 8 年度から新たに受託する事業者のみ
 - ※令和 7 年度以前の受託事業者であっても開始届の提出以降に届出内容が変更になる事業者は子育て世帯訪問支援事業変更届を提出すること【様式第 2 号】
- 13 法人の定款（写し）
 - ※令和 8 年度から新たに受託する事業者のみ

（4） 応募上の注意事項

- ① 応募に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ③ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（別紙 6）を提出すること。

6 失格事由

応募者が次のいずれかに該当する場合、その応募を失格とする。

- （1）本募集要項及び「大阪市家事・育児訪問支援事業委託業務仕様書」が定める内容に違反している場合
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者と認められた場合
- （3）公平・公正な審査に影響を与える次の行為を行おうとし、または行なったと認められる場合
 - ① 応募法人等が審査に対し接触すること（直接・間接を問わない。）
 - ② 応募提案書類に虚偽の記載をすること
 - ③ その他、公平・公正な審査に影響を与え、または及ぼす恐れのある行為

7 審査及び結果の通知

提出書類により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。審査の結果は応募者に通知する。

8 担当課

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）

住 所：〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 2 階

電 話：06-6208-8032

電子メール：fb0136@city.osaka.lg.jp

令和8年度大阪市家事・育児訪問支援事業受託事業者 応募書類について

	提出書類	対象事業者	備 考
1	「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者 登録申込書（別紙1）	全事業者	記入例参照
2	登記事項証明書	全事業者	現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可（提出日前3か月以内に発行された最新に情報を反映したもの：写し可）
3	指定事業者に関する事項（別紙2）	※「4 応募資格」（2）（3）に該当する事業者のみ	記入例参照
4	指定通知書（写し）	※「4 応募資格」（2）（3）に該当する事業者のみ	別紙2に記載したすべての事業所の指定通知書をご提出ください。（※「居宅介護」「訪問介護」の指定通知書のみ）
5	家事支援又は育児支援の派遣実績がある法人に関する事項（別紙3）	※「4 応募資格」（4）に該当する事業者のみ	記入例参照
6	家事支援又は育児支援の派遣実績を確認できる書類	※「4 応募資格」（4）に該当する事業者のみ	実績の詳細がわかるものをご提出ください。 例）パンフレットや派遣実績をまとめたもの等※個人情報記載しないください。
7	誓約書（別紙4）	全事業者	
8	暴力団員または暴力団密接関係者でない旨の誓約書	全事業者	通知及びFAQをよくご確認の上ご記入ください。
9	法人市民税納税証明書 ※領収書の写しは不可	全事業者	大阪市税における最新の法人市民税納税証明書。申請窓口は市税事務所及び各区役所税証明窓口。詳細は、 大阪市：市税に関する証明書を請求される方へ（…）税＞市税の証明・閲覧（osaka.lg.jp） をご覧ください。 （※大阪市外の事業者は、所在地の市町村市民税納税証明書【最新分】が必要。）

10	傷害保険・賠償責任保険等の保険証券（写し）	全事業者	本事業の事故等に対応できる保険に加入のうえ、契約者・契約期間・補償内容がわかる部分の写し。
11	結果通知用封筒	全事業者	定形郵便用封筒に、送付先記入の上 110 円切手を貼付してください。
12	子育て世帯訪問支援事業開始届（様式第 1 号） （参考）大阪市子育て世帯訪問支援事業の届出に関する要綱	※令和 8 年度から新たに受託する事業者のみ	※令和 7 年度以前の受託事業者であっても開始届の提出以降に届出内容が変更になる事業者は変更届（様式第 2 号）が必要です。 ※提出期限までに、「応募書類 13 法人の定款（写し）」の目的の変更が間に合わない場合は、「応募書類 13 法人の定款（写し）」に記載する事項を遵守したうえで、事業開始の日から 1 か月以内に開始届を提出してください。
13	法人の定款（写し）	※令和 8 年度から新たに受託する事業者のみ	本事業は社会福祉法の第二種社会福祉事業に定められており、受託にあたっては、定款の目的に「児童福祉法に基づく子育て世帯訪問支援事業」に類する事項が明記されているものが必要。 ただし、提出期限までに定款の変更が間に合わず、契約開始日の前日までに定款の変更が可能な場合は、提出期限までにその旨を書面で申し出てください。そのうえで、令和 8 年 3 月 31 日までに変更した定款（写し）を本市に提出してください。

(別紙1)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 宛

「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者 登録申込書

「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業への応募者として登録を申し込みます。

法人名		
代表者氏名	(肩書)	
法人住所	〒	
大阪市家事・育児訪問 支援事業用 連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
大阪市家事・育児訪問 支援事業 事業責任者	氏 名	
	部署・職名	

■「4 応募資格」(2)～(5)のうち該当する事業者種別を○で囲んでください

※(2)及び(3)は複数選択可

(2)に該当 ・ (3)に該当 ・ (4)に該当 ・ (5)に該当

■対応可能な支援内容を選択し、○で囲んでください

家事支援のみ ・ 育児支援のみ ・ 家事・育児支援の両方

■事業の対応可能な区域を○で囲んでください

北 区 ・ 都島区 ・ 福島区 ・ 此花区 ・ 中央区
西 区 ・ 港 区 ・ 大正区 ・ 天王寺区 ・ 浪速区
西淀川区 ・ 淀川区 ・ 東淀川区 ・ 東成区 ・ 生野区
旭 区 ・ 城東区 ・ 鶴見区 ・ 阿倍野区 ・ 住之江区
住吉区 ・ 東住吉区 ・ 平野区 ・ 西成区 ・ 市内全域

■特記事項（支援内容・対応可能区域等で特記すべき内容があれば記入してください）

--

記入例

(別紙1)

令和7年12月15日

大 阪 市 長 宛

「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業者 登録申込書

「大阪市家事・育児訪問支援事業」受託事業への応募者として登録を申し込みます。

法人名	株式会社 ○○		
代表者氏名	(肩書) 代表取締役 ○○ ××		
法人住所	〒○○○-×××× ○○市●●区△△ ×-×-×		
大阪市家事・育児訪問 支援事業用 連絡先	電話番号	○○-○○○○-○○○○	
	メールアドレス	×××@△△	
大阪市家事・育児訪問 支援事業 事業責任者	氏 名	●● ××	
	部署・職名	○○○○	

登記されている住所をご記入ください。

基本的にはメールでのご連絡となりますので、必ずご記入ください。

■「4 応募資格」(2)～(5)のうち該当する事業者種別を○で囲んでください

※(2)及び(3)は複数選択可

(2)に該当 ・ (3)に該当 ・ (4)に該当 ・ (5)に該当

■対応可能な支援内容を選択し、○で囲んでください

家事支援のみ ・ 育児支援のみ ・ 家事・育児支援の両方

■事業の対応可能な区域を○で囲んでください

北 区	・	都島区	・	福島区	・	此花区	・	中央区
西 区	・	港 区	・	大正区	・	天王寺区	・	浪速区
西淀川区	・	淀川区	・	東淀川区	・	東成区	・	生野区
旭 区	・	城東区	・	鶴見区	・	阿倍野区	・	住之江区
住吉区	・	東住吉区	・	平野区	・	西成区	・	市内全域

■特記事項（支援内容・対応可能区域等で特記すべき内容があれば記入してください）

例 ○○区については、△エリアのみ対応可能

(別紙2) 指定事業者に関する事項

※「4 応募資格」(4)(5)に該当する事業者については、本書の提出は不要です。

＜大阪市家事・育児訪問支援事業をおこなう事業所の概要＞

4 か所以上ある場合は、本紙をコピーしご記入ください。

事業所名	
所在地	〒
電話番号	
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護
事業所番号	

事業所名	
所在地	〒
電話番号	
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護
事業所番号	

事業所名	
所在地	〒
電話番号	
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護
事業所番号	

記入例

(別紙2) 指定事業者に関する事項

※「4 応募資格」(4)(5)に該当する事業者については、本書の提出は不要です。

＜大阪市家事・育児訪問支援事業をおこなう事業所の概要＞

4 か所以上ある場合は、本紙をコピーしご記入ください。

事業所名	〇〇事業所 ××営業所	家事・育児訪問支援事業をおこなっていただく事業所のみご記入ください。
所在地	〒〇〇〇-×××× 〇〇市××区△△ ×-×-×	
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護	
事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (10 ケタ)	

事業所名	〇〇事業所 △△営業所
所在地	〒〇〇〇-×××× 〇〇市△△区△△ ×-×-×
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護
事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (10 ケタ)

同じ事業所で居宅介護と訪問介護の両方の指定を受けている場合は、分けてそれぞれ記入してください。

事業所名	〇〇事業所 △△営業所
所在地	〒〇〇〇-×××× 〇〇市△△区△△ ×-×-×
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
サービスの種類	居宅介護 ・ 訪問介護
事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (10 ケタ)

(別紙3) 家事支援又は育児支援の派遣実績がある法人に関する事項

※「4 応募資格」(2) 及び (3) (5) に該当する事業者については、本書の提出は不要です。

<法人の概要>

法人名			
代表者名			
所在地			
事業所の所在地			
役員数		職員数	

※必要に応じて職員体制や資格保有者の状況がわかるものをご提出ください。

<法人の事業実績>

家事支援又は育児支援事業等、これまでの事業年数及び事業実績等を記入してください。

特に、特に大阪市やその他自治体との業務実績がある場合には、区名など明記してください。

事業内容	実績等	実施区

※事業名と業務内容を具体的に記入してください。

令和8年4月1日事業開始時点で、1年以上の家事・育児の派遣実績が確認できる資料等を1部提出してください。

<記載例>

事業内容	実績等	実施区
ベビーシッター事業	令和2年4月～事業実施。 令和4年度派遣実績 300 件(月平均 25 件) 令和5年度派遣実績 600 件(月平均 50 件)	中央区・浪速区・ 天王寺区・阿倍野 区

(別紙4)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 宛

所 在 地

法 人 名

代表者名

誓 約 書

家事・育児訪問支援事業の委託事業者の応募にあたり、募集要項に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、大阪市が大阪府警察本部等関係機関に対して、役員名等を調査・照会資料として使用することを承諾します。

記

- (1) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「大阪市暴力団排除条例」（平成 22 年 3 月市長決定）第 2 条第 3 号に該当する団体でないこと
- (4) 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は大阪市税を滞納又は未申告である団体でないこと
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
- (6) 大阪市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている団体でないこと
- (7) 大阪市家事・育児支援訪問事業 受託事業者募集要項「4 応募資格」に該当する内容を有し、また、応募者の制限にかかる項目に該当する団体でないこと

(別紙5)

令和 年 月 日

大阪市こども青少年局子育て支援部
管理課（児童支援対策グループ） 宛

説 明 会 参 加 申 込 書

「大阪市家事・育児訪問支援事業」委託事業者公募等に関して、下記の回次で説明会参加申込を行います。

<申込者>

法人名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

<説明会開催日時>

いずれの開催も1時間程度を見込んでいます。ご都合により参加できない場合は担当までお問い合わせください。

【第1回】令和7年12月15日(月) 10時00分～ 大阪市役所2階 201会議室

【第2回】令和8年1月13日(火) 14時00分～ 大阪市役所2階 201会議室

<参加希望回次>

参加可能な回次のみご記入ください。

※申込が多数ある場合は、参加回次を調整の上ご連絡させていただきます。

第1希望	第 回
第2希望	第 回

提出期限：各説明会開催日の3開庁日前

送付先：メール fb0136@city.osaka.lg.jp

問い合わせ先：06-6208-8032

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）

(別紙6)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 宛

辞 退 届

令和 年 月 日付で申請した「大阪市家事・育児訪問支援事業」委託事業者への
応募を辞退します。

所 在 地 _____

法 人 名 _____

代表者名 _____

連絡先(電話番号) _____

(様式第 1 号)

年 月 日

大阪市長 様

住 所

法 人 名

代表者名

子育て世帯訪問支援事業 開始届

児童福祉法第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業の訪問支援事業者として開始したので、社会福祉法第 69 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1	事業者名	
2	代表者名	
3	主たる事務所の所在地	
4	事業所の所在地	
5	電話番号	
6	事業内容	大阪市 家事・育児訪問支援事業
7	事業開始年月日	年 月 日

【添付書類】 定款その他の基本約款

事業者・担当者名	
事業者・担当者連絡先	

(様式第 2 号)

年 月 日

大阪市長 様

住所

氏名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

子育て世帯訪問支援事業 変更届

児童福祉法第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業の届出事項に変更が生じたため、社会福祉法第 69 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1	事業者名		
2	代表者名		
3	主たる事務所の所在地		
4	変更年月日	年 月 日	
5	変更内容 ※必要に応じて書類を添付	(変更前)	(変更後)

事業者・担当者名	
事業者・担当者連絡先	